令和８年度

一般競争入札による
市有財産売却要領

大和高田市総務部総務課

目　　次

ﾍﾟｰｼﾞ

入札物件・・・

入札物件

入札物件一覧表

物件番号	所在地	地積（㎡）	地目	用途地域	現況	最低売却価格（円）
1	曙町 755 番 1 754 番 1	878.00	宅地	第一種住居地域	更地	9,326,000
2	曙町 747 番 4	111.67	宅地	第一種住居地域	更地	1,900,000
3	曙町 800 番 13	158.66	宅地	第一種住居地域	更地	2,220,000
4	大字大谷 572 番 1	2003.05	宅地	市街化調整区域（都市計画法第 34 条第 11 号指定区域）	建物付	10,716,000
5	大字吉井 40 番 7	3195.27	宅地	市街化調整区域（都市計画法第 34 条第 11 号指定区域）	更地	57,389,000

※注意事項

1　現状有姿の売却とします。

2　最低売却価格は、既存建物等工作物及び埋設物にかかる撤去及び改修費用相当額を差し引いた価格とします。ただし、物件番号２・５を除く。

3　物件番号１については、地下に当時の建物の杭及び基礎が埋まっています。

4　物件番号４については、敷地に建築物（旧園舎）を含む工作物が残されています。（建築物の一部にアスベストを含む可能性の高い成型板が使用されています。）この建築物（建築物内の動産を含む。）は、引き渡し後、物件購入者において、速やかに撤去していただきます。また、敷地南側及び西側に擁壁が築造されていますが、経年による老朽化がみられます。この改修、再築及びその費用相当額を差し引いた価格ですので大和高田市は追加の費用対応はしません。また、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審議機関等へお問い合わせください。

5　物件番号５については、小屋及び仮設トイレが設置したままとなっています。

問い合わせ先　大和高田市総務部総務課

TEL０７４５－２２－１１０１　内線４２１１

市有財産売却の申込みから売買代金の支払・物件の引渡しまで

申込受付	令和８年 12 月７日（月）から令和９年１月８日（金）までの午前９時から午後４時 30 分まで（正午から１時までを除く。）、大和高田市役所 4 階総務課において受付。ただし、土・日・祝日及び 12 月 28 日から１月３日は除く。※郵送での受付は、行わない。 ※申込書は市ホームページからダウンロード。 希望者には、総務課でも配布。
▼	
入札・開札の説明	入札参加申込時に入札方法等の説明を行う。
▼	
入札保証金の納付	令和９年１月 18 日（月）午後２時までに、入札金額の 100 分の５以上の額の現金または、銀行振出小切手の提出。
▼	
入札・開札日	令和９年１月 25 日（月）午前 10 時
▼	
契約保証金の納付	売買契約の締結までに売買代金の 100 分の 10 以上の契約保証金を大和高田市が発行する納付書で納入。（入札保証金充当）
▼	
売買契約の締結期限	令和９年２月８日（月）の正午
▼	
売買代金の支払	令和９年２月 22 日（月）正午までに全額（売買代金と契約保証金との差額）を大和高田市が発行する納付書で納入。
▼	
所有権の移転・物件の引渡し	物件は、売買代金の全額納付完了時に現状有姿で引き渡したものとする。

※登記の手続は、大和高田市が行う。収入印紙、登録免許税等は、物件購入者（落札者）の負担とする。

市有財産売却要領

この一般競争入札による市有財産売却の手続については、この要領に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号）、大和高田市契約規則（平成 11 年３月 23 日規則第９号）及びその他関係法令の定めるところにより行います。

１　入札物件について

入札に付し、売却の対象となる入札物件（以下「売買物件」という。）は、２ページの「入札物件」に記載のとおりです。

現地説明会は、開催しません。売買物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、現地の現況及び土地の利用制限等については、必ずご自身で調査、確認してください。

（問い合わせ先）

〒635-8511　奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4
大和高田市総務部総務課（大和高田市役所庁舎 4 階）
電 話 0745-22-1101（代表）　内線 4211
ＦＡＸ 0745-52-2801

２　入札参加資格

入札参加者は、法人又は個人とします。ただし、次の(１)から(６)のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

（１）　地方自治法第２３８条の３に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
（２）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者
（３）　大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年８月 28 日告示第 80 号）の規定により、入札参加資格停止の措置を受けている者
（４）　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年 12 月 7 日号外法律第 147 号）第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員
（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日号外法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員及びその構成員
（６）　大和高田市の市税を滞納している者

３　申込みに必要な書類

（１）　市有財産売却入札参加申込書（様式１）
（２）　誓約書（様式２）
（３）　暴力団排除に関する誓約書（様式３）
（４）　市税滞納情報照会同意書（様式４）
※　上記(１)から(４)の書類については、本要領の 13 ページから 16 ページに掲載しています。
（５）　上記(１)から(４)の書類のほか、次に掲げる書類（**いずれも発行後３か月以内のもので原本**）が必要となります。なお、**提出書類は返却いたしません**ので、御了承願

います。

ア　申込者が**法人**の場合

（ア）　法人の現在事項全部証明書

（イ）　印鑑証明書

イ　申込者が**個人**の場合

（ア）　住民票抄本

（イ）　印鑑登録証明書

4　申込方法等

申込みにあたっては、本実施要領を熟読し、契約の条件、現地の現況及び利用制限等を御自身で確認の上、お申し込みください。

（1）　申込期間　**令和 8 年 12 月 7 日（月）から令和 9 年 1 月 8 日（金）まで**（土日・祝日を除く。）**午前 9 時から午後 4 時 30 分まで**（正午から午後 1 時までを除く。）

（2）　申込場所　奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4

大和高田市総務部総務課（大和高田市役所庁舎 4 階）

電話 0745-22-1101（代表）

（3）　申込方法　上記(2)の**受付場所に直接必要書類を持参**してください。

※　郵送による受付は、行っておりません。

（4）　入札書等　申込受付後に「入札参加受付済書」、「入札書」、「入札保証金提出書」及び「委任状」をお渡しします。

5　入札参加資格の喪失

入札参加申込時において参加資格を有すると認められた者が、入札前までに前記２の各号のいずれかに該当したときは、当該入札参加資格を喪失します。

6　入札及び開札の日時及び場所

（1）　入札及び開札の日時　**令和 9 年 1 月 25 日（月）午前 10 時**

（受付開始　午前 9 時 30 分）

※　物件番号１から順入開札を行います。

※　**入札開始時刻に遅れると入札に参加できません**ので、御注意ください。

（2）　入札及び開札の場所　奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4

大和高田市役所　3 階　会議室 1

7　入札辞退について

入札参加資格を有すると認められた者は、**入札を辞退することは認められません**が、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を明記し、次に定めるところにより提出してください。

（1）　**入札当日の受付開始時刻まで**に辞退届を提出するとき　総務課に提出すること。

（2）　**入札受付開始時刻から入札開始時刻まで**に辞退届を提出するとき　入札執行者に提出すること。

（3）　上記(1)(2)のいずれかにかかわらず、辞退届は、必ず持参するものとし、郵送

による提出は認めません。

8　入札保証金の納付

（1）　入札に参加するためには、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金（1 円未満切り上げ）が必要です。

（2）　入札参加者は、申し込みをしてから**令和 9 年 1 月 18 日（月）午後 2 時**までに、上記(1)の入札保証金を現金又は銀行振出小切手で、入札保証金提出書とともに提出していただきます。

（3）　入札保証金受領後に、入札保証金提出書に受付印を押し、写しをお渡しします。

〈 **銀行振出小切手の見本** 〉

小　切　手　　銀行渡り

支払地　○　○　○

（株）　　銀行　　支店

金額　¥

上記の金額をこの小切手と引替えに　持参人　様へお支払いください。

振出日　　令和　　年　　月　　日

振出地　　○　○　○

振出人　　（株）　銀行　　支店　　支店長　　○　○　　印

①持参人払式としてください。

②振出日から 5 営業日以内のものとしてください。

③「奈良手形交換所に加盟する金融機関の本・支店」が振り出した小切手に限ります。

④銀行振出小切手以外は受領できません。

（4）　入札保証金には、利息を付しません。

（5）　落札者以外の者が納付した入札保証金は、開札終了後、1 ヶ月以内に銀行振込（入札保証金提出書に記載の口座）の方法でお返しします。

（6）　落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金に充当します。

9　入札の手続

（1）　**入札書は、当日持参**してください。郵送による入札は、行っていません。

（2）　入札に参加される方は、大和高田市所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、法人名（個人の場合は、氏名）を記載した封筒に封入し、入札時に入札箱に投函してください。

（3）　代理人の方が入札される場合は、委任状（大和高田市所定の用紙）が必要となりますので、必要事項を記載し、記名押印の上、入札開始前に入札執行官に提出してく

ださい。

（４） 投函した入札書の書換え、引換え及び撤回はできませんので、十分注意してください。

（５） 入札時に持参する書類

ア 入札参加受付済書（市有財産売却入札参加申込書に受付印を押したものの写し）

イ 入札書

ウ 委任状（代理人の方が入札される場合に必要となります。）

エ 入札保証金提出書（写し）

※ ア､イ及びウについては､いずれも大和高田市所定の用紙を使用してください。なお、エの入札保証金提出書については、受付印を押したものの写しを持参してください。

１０ 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（１） 入札に参加する資格のない者がした入札

（２） 記名押印を欠く入札

（３） 入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札

（４） 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた２以上の入札

（５） 入札に関し談合等の不正行為をした入札

（６） 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

（７） 入札金額を加除訂正した入札

（８） 最低売却価格に達しない価格での入札

（９） 郵送等により送付された入札

（１０） 前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

１１ 落札者の決定方法

落札者は、2 ページの「入札物件」に記載の**最低売却価格以上の価格で、かつ、最高金額の入札をした方**とします。ただし、落札者となるべき同価の入札をした方が２人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

１２ 契約保証金の納付

落札者は、契約締結までに売買代金の 100 分の 10 以上（入札保証金充当後の額）の契約保証金（1 円未満切り上げ）を大和高田市が発行する納付書で納付していただきます。

１３ 契約の締結等

（１） 契約の締結は、**令和９年２月８日（月）の正午まで**に行っていただきます。

（２） 契約の締結期限（**令和９年２月８日（月）の正午**）に**契約を締結しない場合**は、違約金として、入札保証金は大和高田市に帰属します。

※ 契約締結期限（**令和９年２月８日（月）の正午**）の延期は、いかなる理由があろうとも認められません。

（３） 契約書は、大和高田市所定の様式によるものとします。

契約締結時に持参するもの

ア　登録印鑑（実印）

イ　売買契約書に貼付する収入印紙

ウ　契約保証金の領収書

１４　売買代金の支払

売買代金の残金（売買代金と契約保証金との差額をいう。）は、**令和 9 年 2 月 22 日（月）正午**までに、大和高田市が発行する納付書で納付していただきます。

※　売買代金の残金の納期限の延長は、いかなる理由があろうとも認められません。

※　売買代金の支払は、分割納入等他の方法によることはできません。

※　契約保証金は、納期限までに売買代金の残金を納入しなかったとき、大和高田市に帰属し、お返しできません。

１５　所有権移転等

（１）　売買物件の所有権は、売買代金の全額納付があったときに大和高田市から物件購入者（落札者）に移転します。

（２）　売買物件の引渡しは、売買物件の所有権が大和高田市から物件購入者（落札者）へ移転したときに、現状有姿で引き渡されたものとし、現地での引渡しは行いません。

（３）　物件購入者（落札者）は、売買物件の引渡し後に、数量の不足、その他契約の内容に適合しないことがあることが判明しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

（４）　所有権移転の登記は、物件の引渡し後、大和高田市が行いますが、所有権移転の登記に係る登録免許税は、物件購入者（落札者）の負担となります。

（５）　物件の所有権の移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできません。

（６）　登録免許税の他、契約書に貼付する収入印紙等の契約に要する費用は、物件購入者（落札者）の負担となります。また、所有権移転後の公租公課についても物件購入者（落札者）の負担となりますので御承知おきください。

地方自治法（抄）

（契約の締結）

第２３４条　売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

２　前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

３　普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

４　普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

５　普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

６　競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（契約の履行の確保）

第２３４条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

２　普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところにより

その納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（職員の行為の制限）

第２３８条の３　公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

２　前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（一般競争入札の入札保証金）

第１６７条の７　普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

２　前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供をもつて代えることができる。

（契約保証金）

第１６７条の１６　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

２　第百六十七条の七第二項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

（様式１）

市有財産売却入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

大和高田市長　堀　内　大　造　殿

申込者
住　所
氏　名　　（実印）

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

「市有財産売却要領」記載事項を了承の上、下記物件の売却を希望しますので、関係書類を添えて入札の参加申込みをします。なお、買受人になった場合は、大和高田市契約規則（平成 11 年規則第９号）及び契約条件等を遵守します。

記

１．入札参加物件

物件番号	所　在　地	地　積
	奈良県大和高田市	㎡

※「市有財産売却要領」の「入札物件一覧表」（2 ページ）の表のとおり記入してください。

２．添付書類

①　誓約書（実印を押印すること。）
②　暴力団排除に関する誓約書（実印を押印すること。）
③　市税滞納情報照会同意書（実印を押印すること）
④　住民票抄本（個人の場合）又は法人の現在事項全部証明書（法人の場合）
⑤　印鑑登録証明書（個人の場合）又は印鑑証明書（法人の場合）

※　④及び⑤については、発行後３ヶ月以内の原本に限ります。
※　受付済書の交付については、本申込書に受付印を押し、本申込書の写しを受付済書としてお渡ししますので、入札会場へ来場の際は、必ずその写しを持参してください。

（様式２）

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

大和高田市長　堀　内　大　造　殿

住　所

氏　名　　（実印）

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私は、大和高田市が実施する「市有財産売却」の一般競争入札に参加するに当たり次の事項を誓約いたします。

記

１.「市有財産売却要領」の「２　入札参加資格」に示す（１）から（６）までのいずれの欠格事項にも該当いたしません。

２.「市有財産売却要領」の記載内容、現地の状況及び売却物件の法令上の規制をすべて承知しております。

（様式３）

暴力団排除に関する誓約書

私は、大和高田市が大和高田市暴力団排除条例（平成２３年条例第２２号。以下「条例」という。）に基づき、大和高田市が発注する公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約から排除していることを認識した上で、下記の事項について誓約いたします。

なお、誓約に違反した場合、大和高田市が行う措置（契約解除、違約金等の徴収、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく入札参加資格停止等の措置等）について、一切の異議申立てを行いません。

記

１　自己（契約締結権限を有する個人、法人及び権利能力なき社団（以下「法人格を持たない団体」という。）をいう。）又は役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者をいう。）が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１）　暴力団（条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）　暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

（４）　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

（６）　暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用している者

（７）　（４）から（６）までに掲げる場合のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

２　上記１の（１）から（７）までのいずれかに該当する者を、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としません。

３　下請負人等が上記１の（１）から（７）までのいずれかに該当すると判明し、大和高田市から下請契約等の解除を求められたときは、解除の求めに従います。

４　上記１の（１）から（７）までのいずれかに該当するか否かの確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、調査及び確認のため、大和高田市が奈良県高田警察署に照会することについて同意します。

５　暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なく大和高田市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をします。

令和　　年　　月　　日

大和高田市長　堀内大造　殿

（住　所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふ　り　が　な）

（商号又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

（代表者名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

（参考）

大和高田市暴力団排除条例（抜粋）

（市の事務及び事業における措置）

第６条　市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

（様式４）

市税滞納情報照会同意書

令和　　年　　月　　日

大和高田市長　堀　内　大　造　殿

この度、市有財産売却に係る一般競争入札に参加申込みをするに当たり、大和高田市が市税の滞納の有無に関する情報を照会・確認することに同意します。

住　所

氏　名　　（実印）

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（様式５）

入　　札　　書

		百万			千			円

ただし、**物件番号　　番**　の一筆当たりの入札金額

上記のとおり、「一般競争入札による市有財産売払要領」に記載された内容全てを承知し、入札します。

令和　　年　　月　　日

大和高田市長　　堀内大造　殿

入札者

住　所

氏　名　　（実印）

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）

代理人

住　所

氏　名　　（印）

（代理人が入札をする場合のみ、記載し、押印する。）

※1　金額は、右寄せで、㎡や坪単位ではなく、土地全体（一筆）の金額を記入してください。
2　入札金額は、アラビア数字で明確に記入し、**金額の頭初に「￥」を必ず記入してください。**
3　代理人が入札する場合は、入札者の住所、氏名の記載及び押印のほかに、代理人の住所、氏名の記載と委任状の提出が必要です。なお、この場合の代理人の住所、氏名及び代理人の印影は、委任状に記載及び押印されたものと同一にしてください。
4　**入札書は、物件ごとに提出**していただきます。
5　提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
6　入札書は、**物件番号及び氏名（法人名）を記載した封筒に封入**してください。

（様式６）

入札保証金提出書

令和　　年　　月　　日

大和高田市長　堀内　大造　殿

（申込者）
住　　所

氏　　名　　（実印）
（法人あっては、名称及び代表者の氏名）

（代理人）
住　　所

氏　　名　　（印）
（代理人が提出する場合のみ、記載し、押印する。）

令和９年１月25日執行の市有財産売却一般競争入札における入札保証金として下記の金額を提出します。

入札保証金の金額			百万			千			円

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合は、既に提出した入札保証金を下記の返還先に振り込んでください。

（返還先）

金融機関名	銀行　　支店							
預金種別	普　通・当　座・貯　蓄・その他（　　）							
口座番号								
（ふりがな） 口座名義人（請求人）								

注１　入札参加申込者、入札者及び口座名義人（請求者）は、すべて同一にしてください。
　２　入札保証金の金額は、納付金額を記載してください。

（様式７）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

大和高田市長　　堀内大造　　殿

申 込 者(委 任 者)

住　　所

氏　　名　　（実印）

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）

私は、市有財産売却の一般競争入札について、下記の者を代理人と定め入札に関する一切の権限を委任します。

記

代 理 人(受 任 者)

住　　所

氏　　名

代理人使用印

1．入札参加物件

物件番号	所　　在　　地	地　　積
	大和高田市	㎡

※「一般競争入札による市有財産売却要領」の「入札物件一覧表」(2ページ)の表のとおり記入してください。

注)　1　委任状は、入札当日の開始前までに提出してください。

2　**委任状は、入札に参加する物件ごとに必要です。**

3　「代理人使用印」の枠内に代理人が使用する印鑑を押印してください。
代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。